

令和6年第2回衣浦東部広域連合議会定例会

議 案 書

(令和6年8月23日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
認定第1号	令和5年度衣浦東部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案第8号	令和6年度衣浦東部広域連合一般会計補正予算（第1号）について	別冊
報告第2号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月23日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

別紙

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

1 損害賠償額 金18,900円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和6年5月8日(水)午前8時59分頃

(2) 発生場所

安城市榎前町宮下 榎前町ひまわり広場駐車場内

(3) 経過

泡消火薬剤放水訓練を榎前町埋立処分場で実施するため、近隣の榎前町ひまわり広場駐車場に進入したところ、先に駐車していた軽自動車に当方車両に気づかず後退してきたため、当方車両の右サイドミラーと相手方車両の後方部が接触したもの

3 相手方の損害の程度

車両後方部の部分損傷

4 過失割合

衣浦東部広域連合30パーセント 相手方70パーセント

令和6年7月31日専決

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

